

# 平成 29 年度環境省・原子力規制関係予算のポイント

## — 東日本大震災からの復興・創生、原子力規制・防災体制の充実 —

環境委員会調査室 中野 かおり

### 1. はじめに

環境省の平成 29 年度予算は、前年度当初予算（1 兆 2, 191 億円）から 16 %減の 1 兆 191 億円となった。前年度に引き続き「東日本大震災からの復興・創生」と、地球温暖化対策、自然共生社会の構築、循環型社会の形成など従来から環境省が取り組んできた「循環共生型社会の構築」の二つを主な柱としている。

原子力規制・防災に関する平成 29 年度予算として、環境省の外局である原子力規制委員会に前年度当初予算（577 億円）から 2 %減の 562 億円が計上されるとともに、内閣府に前年度当初予算（141 億円）から 4 %減の 136 億円が計上された。

本稿では、平成 29 年度の環境省・原子力規制関係予算について、平成 28 年 10 月に成立した平成 28 年度第 2 次補正予算（環境省予算は 4, 134 億円、内閣府原子力防災関係予算は 100 億円）及び平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定された同第 3 次補正予算（環境省予算は 310 億円）にも触れつつ、最近の政策の動向を踏まえながら、その概要を見ていきたい。

### 2. 環境省予算の概要

平成 29 年度環境省予算は、総額で 1 兆 191 億円となった。一般会計に 1, 484 億円（前年度比 2 %増）、エネルギー対策特別会計に 1, 540 億円（前年度比 3 %減）とほぼ横ばいである。一方、東日本大震災復興特別会計は、平成 28 年度までに国直轄・市町村除染が終了し、平成 29 年度からは追加的な除染に限定されることを受け、7, 167 億円（前年度比 22 %減）となった<sup>1</sup>。

前述のとおり、環境省は、「東日本大震災からの復興・創生」と「循環共生型社会の構築」という二つの柱を掲げ、重点的な予算要求を行っている。以下、二つの柱を中心に、主な予算の内容を見ていくこととしたい。

#### （1）東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災の発生から平成 29 年 3 月で 7 年目を迎え、被災地の復旧・復興・創生に向けた取組を一層加速するとしており、前年度に引き続き、除染、中間貯蔵施設、指定廃棄物に関する施策に予算が重点的に計上されている。また、組織体制を見直し、平成 29 年夏を目途に「環境再生・資源循環局（仮称）」を新設し、これまで環境省内の三つの部局<sup>2</sup>に

<sup>1</sup> 復興庁に一括計上され、環境省が執行している。

<sup>2</sup> 現在、指定廃棄物関係は、廃棄物・リサイクル対策部、除染関係は、水・大気環境局、中間貯蔵施設関係は、放射性物質汚染対処技術統括官がそれぞれ担当している。

またがっていた廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策等について一元的に担う部署を設けることとしている<sup>3</sup>。併せて東北地方環境事務所の管内にある「福島環境再生事務所」を地方支分部局の「福島地方環境事務所」に格上げし、地方の復興体制も強化することとしている。

## ア 面的除染の完了に向けて

東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質により汚染された土壤等の除染については、「放射性物質汚染対処特措法」<sup>4</sup>（以下「特措法」という。）において、国が除染実施計画を策定し、除染を実施する「除染特別地域」と市町村が除染実施計画を策定し、国の予算措置の下、市町村が除染を実施する「汚染状況重点調査地域」が規定されている。

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）に基づき、平成 28 年 3 月に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針<sup>5</sup>において、「国直轄・市町村除染の実施対象である全ての地域で平成 29 年 3 月までに除染実施計画に基づく面的除染を完了させる」ことを掲げている。面的除染の確実な完了を図るため、平成 28 年度第 2 次補正予算に、これまでの除染に関する補正予算としては過去最大の 3,294 億円が計上された。平成 29 年度からは除染事業の内容が大きく変わり、フォローアップ除染、森林放射線量低減対策のモデル事業等を実施するため、2,855 億円が計上されている。

## イ 帰還困難区域における除染

放射線量が高い帰還困難区域<sup>6</sup>については、平成 28 年 8 月に原子力災害対策本部及び復興推進会議において決定された「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」において、5 年をめどに避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点を各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、除染やインフラ整備等を一体的かつ効率的に行うことが掲げられた。また、平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」では、帰還困難区域の除染は、東京電力に求償せず<sup>6</sup>、国が全額負担する方針が明記された。

こうしたことを受け、帰還困難区域の除染について、平成 29 年度の概算要求時点では

<sup>3</sup> 一方、スクラップ&ビルドの観点から「総合環境政策局」を改組し、新たに大臣官房に「総合環境政策統括官（仮称）」を設置し、その下に総合政策課など 4 課を配置することとしている。また、環境保健部も大臣官房に移管される予定である。

<sup>4</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

<sup>5</sup> 帰還困難区域とは、5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50mSv 超の地域をいう。大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、南相馬市の各一部が対象となっている。

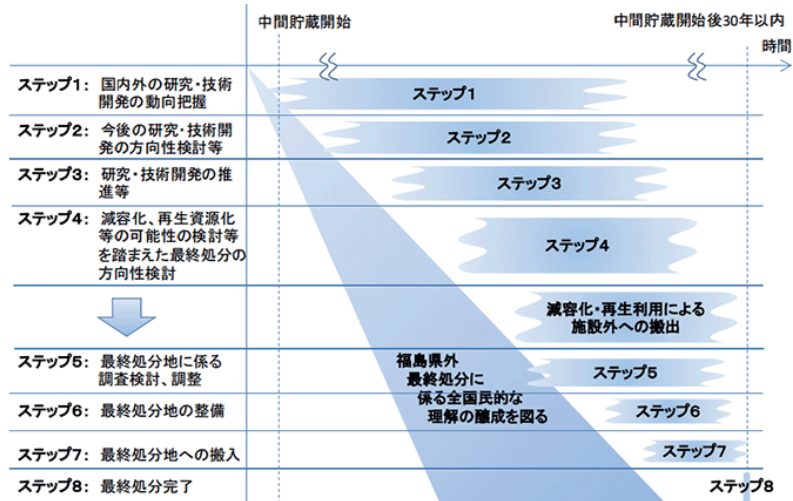
<sup>6</sup> 特措法に基づいて実施される除染等の措置に要する費用については、同法の規定に基づき、東京電力に支払い義務があるため、環境省は順次支払請求を行っており、求償額 1 兆 1,912 億円のうち 8,729 億円（73%）が支払われている（平成 28 年 11 月 30 日現在）。

事項要求であったが、平成 29 年度当初予算に 309 億円が計上された<sup>7</sup>。除染費用については、東京電力株の売却益を充てることとしているが、帰還困難区域の除染に関しては国が費用を負担することとなった。なお、帰還困難区域における必要な措置については、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）の改正など所要の法整備をした上で対応していくこととしている。

## ウ 中間貯蔵施設の整備

福島県内では、除染に伴って放射性物質を含む土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）が大量に発生しているが<sup>8</sup>、現時点ではこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難であるため、県内の各地で仮置きされている。こうした状況を改善するため、福島県で発生した除去土壌等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設を整備し、貯蔵開始後 30 年以内に県外で最終処分を完了することとなっている<sup>9</sup>（図 1 参照）。

図 1 福島県外での最終処分までの主な流れ



(出所) 環境省資料

中間貯蔵施設の整備等に係る予算は、平成 28 年 11 月から中間貯蔵施設の本体工事が始まったことを受け、平成 28 年度当初予算（1,346 億円）から約 4 割増の 1,876 億円となっている。平成 28 年 3 月に公表された「中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」」によると、2020 年度を目途に輸送量は累計 500 万～1,250 万 m<sup>3</sup>、用地取得は 640～1,150ha を目指すとしている。この目標に沿って、平成 29 年度は、学校等に保管されている除去

<sup>7</sup> 帰還困難区域の除染は平成 29 年度から本格的に実施する予定で、費用は 3,000 億円～5,000 億円に上ると想定されている（『読売新聞』（平 28.12.10））。

<sup>8</sup> 約 1,600 万～2,200 万 m<sup>3</sup>（東京ドームの約 13～18 倍）と推計されている。

<sup>9</sup> 平成 26 年 11 月に成立した「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」（「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に改称）（平成 26 年法律第 120 号）において「国は、（略）中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」と明記された。

土壌等を優先的に輸送し、50万m<sup>3</sup>を輸送することとしている<sup>10</sup>。また、用地確保のため、引き続き地権者との交渉が行われている。しかし、2,360人の地権者のうち、連絡先を把握できない地権者は600名を超え、契約実績は517人、面積は約204ha（全体面積の約12.8%）にとどまっている（平成28年11月30日時点）。

なお、中間貯蔵施設の整備等に係る予算のうち14.7億円は、除去土壌等の減容・再生利用等技術開発等の費用とされている。再生利用の対象となる除去土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図るため、基盤技術の開発を今後10年で完了させ、処理の実施に移行することとしている<sup>11</sup>。

## エ 指定廃棄物の処理

東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射性セシウム濃度が8,000Bq（ベクレル）/kgを超える焼却灰・汚泥等の廃棄物は、「指定廃棄物」とされ、国が処理することとなっている<sup>12</sup>。そのための費用として、放射性物質汚染廃棄物処理事業に1,851億円が計上されている。

指定廃棄物のうち福島県内で発生したものについては、8,000Bq/kgを超え、10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンター（富岡町）を活用し、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。平成28年4月に同センターを事実上国有化し、同年6月、国と県、富岡町及び檜葉町との間で、周辺地域の安全確保に関する協定が締結された<sup>13</sup>。

一方、福島県以外の5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）で発生した指定廃棄物については、平成23年11月に閣議決定された「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」において、指定廃棄物の処理は排出された都道府県内に長期管理施設を設置し行うこととしている<sup>14</sup>。しかし、いずれの地域でも住民の反対により候補地の選定は難航しており、各県で指定廃棄物を分散して一時保管をしている状況が続いている。

## （2）循環共生型社会の構築

### ア 地球温暖化対策

2016年11月4日、地球温暖化に係る新たな法的枠組みである「パリ協定」が発効した<sup>15</sup>。産業革命以降の温度上昇を2℃よりも十分に低く、あるいは1.5℃以内に抑制し、

<sup>10</sup> 『平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針』（2016.12）（環境省）

<sup>11</sup> 『中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略』（2016.4）（環境省）

<sup>12</sup> 指定廃棄物については、平成28年4月の省令改正により、基準を下回れば指定を解除し、一般ごみとして自治体が処分できるようになった。平成28年7月に千葉県千葉市が保管する7.7トン、同年9月に山形県寒河江市が保管する2.5トンについて指定が解除された。平成29年1月には、山形県東根市内の民間事業者が保管する0.2トンについて指定が解除され、山形県内の指定廃棄物の量はゼロとなった。

<sup>13</sup> 搬入経路がある檜葉町の行政区との安全協定の締結に至っていないため、当初予定されていた平成28年中の搬入開始とはならなかった（『福島民友』（平28.12.17））。

<sup>14</sup> 5県については、指定廃棄物の保管がひっ迫しているため、新たに長期管理施設を設置することとしている。

<sup>15</sup> 日本は2016年11月8日に締結した。



今世紀後半中に、温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すという目標を掲げ、先進国・途上国を問わず全ての国が温室効果ガス削減に向けた取組を行うこととなった。

日本は、2030年度に2013年度比26.0%削減する目標を、パリ協定に係る約束草案として提出するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づき策定された「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)においても掲げている。この目標を達成するためには、業務その他部門で40%、家庭部門で39%のCO<sub>2</sub>削減など大幅な削減が求められる。そこで、平成29年度当初予算では、部門ごとの対策を講じるほか、経済産業省や国土交通省など関係省庁との連携事業を増やし、再生可能エネルギーの最大限の導入や省エネルギーの推進を図ることとしている。例えば、固定価格買取制度に依存しない自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進するための事業に80億円、五つ星家電への買換えを促進する販売事業者に対する支援を行う省エネ家電等COOL CHOICE推進事業に20億円が計上されている。

中長期的な取組としては、前述の地球温暖化対策計画において、2050年までに80%の温室効果ガス削減を目指すことを掲げていること、パリ協定で2020年までに長期戦略を策定・提出することが求められていることから、国内排出量取引制度や炭素税などのカーボンプライシング(炭素の価格付け)について、現在、環境省の長期低炭素ビジョン小委員会及び経済産業省の長期地球温暖化対策プラットフォームにおいてそれぞれ議論が進められており、2016年度末までに結論が出される見通しである<sup>16</sup>。なお、カーボンプライシングの検討等の予算として2.5億円が計上されている。

温暖化対策については、温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和」のみならず、現在及び将来の気候変動の影響へ対応する「適応」への取組も求められる。2015年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」では、気候変動による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指し、今後10年間における基本方針を示している。同計画を踏まえ、地球温暖化の関連情報の収集、整理、提供等の支援事業を行うための費用として7億円が計上されている。

## イ 自然の保全・活用、生物多様性の確保

自然環境保全に関連しては、新規の目玉事業である「国立公園満喫プロジェクト等推進事業」<sup>17</sup>について、平成28年度第2次補正予算に103億円、平成29年度当初予算に100億円が計上された<sup>18</sup>。同プロジェクトの一環として、2020年までに訪日外国人の国立公園利用者数を現在(2015年)の430万人から1,000万人にすることを目指して、全国で16の国立公園から要望が出された中より先行的・集中的に取組を実施する八つの国立公園(表1参照)を環境大臣が選定した。選定された国立公園に対して、公園内のビ

<sup>16</sup> しかし、カーボンプライシングについては、経団連や電事連が反対しており、経済産業省が取りまとめる報告書は同制度に否定的な内容になる見通しとの指摘もあり(『週刊エネルギーと環境』(平28.12.8)3~4頁)、国内の意見集約には紆余曲折が想定される。

<sup>17</sup> 2016年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議(議長:安倍内閣総理大臣)において策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施されるプロジェクトである。

<sup>18</sup> いずれも公共事業費を含む。

ジターセンターの改修やビューポイントの整備、ツアーコンテンツの発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成、効果的な情報発信など、ハード・ソフト両面を強化する取組を支援することとしている。また、同プロジェクトの推進に向けた体制強化のため、選定された八つの国立公園でレンジャー（自然保護官）<sup>19</sup>を増員することとしている。

表1 選定された国立公園一覧

名称	指定年	面積	年間利用者数	選定のポイント
阿蘇くじゅう	1934年	72,678ha	2,241万人	災害復興、カルデラと千年の草原
阿寒	1934年	90,481ha	353万人	観光立国ショーケース、エコツーリズム全体構想
十和田八幡平	1936年	85,534ha	450万人	震災復興、温泉文化
日光	1934年	114,908ha	1,544万人	欧米人来訪の実績
伊勢志摩	1946年	76,444ha	1,063万人	伝統文化、エコツーリズム全体構想
大山隠岐	1936年	69,411ha	1,537万人	オーバーユースに対する先進的取組
霧島錦江湾	1934年	74,441ha	1,210万人	多様な火山と「環霧島」の自治体連携
慶良間諸島	2014年	93,995ha	—	地元ダイビング事業者によるサンゴ保全の取組、エコツーリズム全体構想

(注) 年間利用者数は2013年の数値

(出所) 環境省資料から作成

また、生態系、農林水産業、生活環境に深刻な被害をもたらしているニホンジカ・イノシシの生息頭数を平成35年度までに合わせて約210万頭に半減させる目標を掲げている<sup>20</sup>。そこで、都道府県による捕獲対策への支援を強化するため、「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、平成28年度第2次補正予算に7億円、平成29年度当初予算に8億円を計上し、これらの増殖を抑制することとしている。

希少種の保全については、平成25年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。）が改正された際の施行後3年を経過した場合の見直し規定を受け、第193回国会に種の保存法改正案が提出される見通しである。また、平成22年のCOP10において採択されたカルタヘナ議定書の補足議定書である名古屋・クアラルンプール補足議定書の内容を担保するため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）の改正案の提出が検討されている。

## ウ 廃棄物対策

平成当初以降、ダイオキシン問題対策のため、一般廃棄物処理施設の更新が集中的に行われた。施設の耐用年数は15～20年程度とされていることから次の更新需要が集中的に発生している。近年は、施設整備に係る補助金・交付金について当初予算だけでは市町村からの要望を満たすことができないため<sup>21</sup>、補正予算も含めて対応する予算編成を続けている。平成28年度第2次補正予算には、450億円、平成29年度当初予算には前年度と同額の512億円が計上された。そのほか、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の

<sup>19</sup> 全国の自然保護官事務所に配置され、国立公園の管理や野生動植物の保護・管理等を行っている。ただ、各事務所に1～2名しか配置されておらず、地元と協力してエコツアーを企画するなどの観光面での取組は難しい状況である。

<sup>20</sup> 『抜本的な鳥獣捕獲強化対策』（平25.12）（農林水産省・環境省）

<sup>21</sup> 平成28年度の市町村からの要望額は約1,100億円となっている。

整備に4億円、PCB廃棄物の適正な処理の推進に59億円が計上された。

食品廃棄物の不正転売事案が発生したことや、使用済み家電等の越境移動に伴い環境汚染が懸念されていることを受け、第193回国会に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）の改正案及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号）の改正案が提出される見通しである。

平成28年4月に発生した熊本地震等の影響で局所的に大量の廃棄物が発生していることを踏まえ<sup>22</sup>、地方公共団体の負担を軽減し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援するため、災害等廃棄物処理事業費補助金として、平成28年度第2次補正予算に97億円、同第3次補正予算に293億円がそれぞれ計上された。

## エ 土壌汚染対策・化学物質対策

土壌汚染対策については、土壌汚染対策費として3億円が計上されている。また、化学物質対策については、化学物質緊急安全点検調査費として、2億円が計上されている。

土壌汚染対策及び化学物質対策については、法改正により対策を強化することが検討されている。第193回国会に「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）の改正案が提出される見通しである。また、新規化学物質に対する事前審査と、化学物質の製造・輸入・使用の規制を行うことを内容とする「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）について、平成21年の改正時における施行後5年を経過した場合の見直し規定を受け、改正案の提出が検討されている。

## 3. 原子力規制・防災関係予算の概要

原子力規制委員会予算は、一般会計に102億円（前年度比8%増）、エネルギー対策特別会計に428億円（前年度比4%減）、東日本大震災復興特別会計に32億円（前年度比14%減）が各々計上され、総額で562億円（前年度比2%減）となった。

また、原子力防災に関する内閣府予算は、エネルギー対策特別会計に130億円（前年度比8%減）、東日本大震災復興特別会計に、被災した女川町のオフサイトセンターの再建費として5.5億円（前年度比100%増）が各々計上され、総額で136億円（前年度比4%減）となった。

原子力規制委員会は、平成29年度当初予算の重点項目として、（1）規制活動を支えるための安全研究の推進、（2）原子力災害対策・放射線モニタリング体制の強化、（3）原子力規制人材の確保・育成の強化、（4）国際連携・協力、保障措置の着実な実施という四つの柱を掲げている。そこで、以下、各分野の概要について、内閣府に計上されている原子力防災に係る予算とともに、説明していきたい。

### （1）規制活動を支えるための安全研究の推進

#### ア 技術基盤の構築・維持

<sup>22</sup> 熊本地震により発生した災害廃棄物発生量は316万トンと推計されている。そのうち処理量は、平成28年10月末時点で71万トン（進捗率23%）となっている（環境省報道発表資料（平28.12.14））。

原子力規制委員会が、原子力規制という業務を的確に実施していくためには、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実施し、科学的・技術的知見を蓄積していくことが不可欠である。そこで、原子力施設における地震・津波などの外部事象等の評価に係る調査・研究に19億円、発電炉のシビアアクシデントに係る知見・技術基盤の整備に15億円が計上された。

平成27年6月に改定された「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」では、初号機における燃料デブリの取り出し方法を平成30年度上半期にまでに確定し、平成33年内に燃料デブリの取り出しを開始することを目指している。福島第一原子力発電所の廃炉に向け、放射性廃棄物の輸送、保管、処理、貯蔵、処分に係る技術開発を着実に進めていく必要があることから、これらの安全研究に係る予算として、9億円が計上された。

### イ 検査制度の見直しに関する体制整備の強化

平成28年4月22日に提出された国際原子力機関（IAEA）による総合的規制評価サービス（IRRS）の最終報告書では、原子力規制委員会を設置し、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を規制に反映させたことを評価する一方、事業者による安全確保の取組をより強化するための監視・検査制度の整備、放射線源規制の再構築などに取り組むこと等13の勧告・提言がなされた。この指摘を受け、第193回国会に関連法の改正を行うことを目指して検討が進められている<sup>23</sup>。

また、検査制度の見直しや放射性同位元素の規制強化に対応するため、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁の組織体制の在り方についても見直しが予定されている。原子力規制庁では、現在、安全審査を担当する職員の一部が検査も兼務して行っているが、審査グループと検査監視グループの二つの体制に再編するとともに、原子力施設の検査を行う部門や放射性同位元素の規制を行う部門等で40名の増員を図ることとしている。

## （2）原子力災害対策・放射線モニタリング体制の強化

平成24年10月に原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」に基づき、立地道府県等では原子力発電施設等の周辺住民に係る防災対策やモニタリング等の安全対策を講じることが求められている。そこで、国は立地道府県等に交付金を交付し、各種対策を支援している。

### ア 地域防災計画・避難計画の充実化支援

前述の「原子力災害対策指針」に基づき、PAZ内の自治体は避難計画を、UPZ内

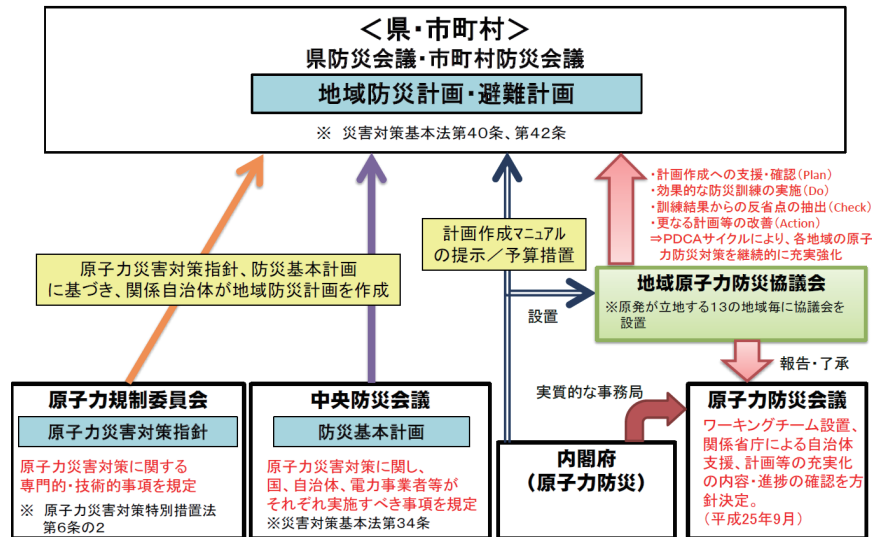
---

<sup>23</sup> 主な改正内容としては、IAEAの勧告等を踏まえ、原子力利用における安全対策を強化するため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化、放射線審議会の機能強化等の措置を講じること等が検討されている。



の自治体は広域避難計画を策定することが義務付けされている<sup>24</sup>。平成 25 年 9 月、政府は、国が地域防災計画・避難計画の作成を支援する方針を打ち出した。具体的には、内閣府原子力災害対策担当室が原発の立地地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを設置し、関係省庁とともに自治体の計画作成を支援することや<sup>25</sup>、原子力防災会議・同幹事会において計画の充実化の内容・進捗を随時確認することとしている(図 2 参照)。

図 2 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



(出所) 内閣府資料

平成 26 年 9 月 12 日、原子力防災会議は、九州電力川内原発について、避難計画を含めた緊急時対応が具体的かつ合理的なものになっているとの見解を示した後、四国電力伊方原発、関西電力高浜原発、北海道電力泊原発、九州電力玄界原発について同様の見解を示した。

また、内閣府の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金として 104 億円が計上されている。この交付金は、原子力発電施設等立地道府県等が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備や即時避難が困難な病院等の要配慮者施設の放射線防護対策の支援等を行うための費用として措置されている。平成 28 年度第 2 次補正予算では、同交付金に基づく事業の一つである、要配慮者施設の放射線防護対策等の実施に 100 億円が計上されている。

## イ モニタリング体制の強化

原子力発電施設、サイクル施設又は試験研究炉等の周辺地域の放射線量の影響を調査

<sup>24</sup> 原子力災害対策指針では、原子力災害対策を重点的に実施する区域として、P A Z (予防的防護措置を準備する区域：施設から概ね半径 5 km 圏内)と U P Z (緊急時防護措置を準備する区域：施設から概ね半径 30 km 圏内)の二つの区域を設定している。

<sup>25</sup> 原発が立地する自治体ごとに 13 の地域原子力防災協議会を設置し、地域防災計画の充実化を支援している。

するため、当該施設が設置・隣接する道府県に対して放射線監視等交付金が70億円交付されている<sup>26</sup>。一方、原子力災害が発生した場合の緊急時の放射線モニタリングについては、東京電力福島第一原子力発電所事故の際、現地対策の拠点となるオフサイトセンターの通信設備のほとんどが地震の影響を受け使用できなかったという教訓を踏まえ、通信ネットワーク設備における危機管理体制の強化が講じられてきており、平成29年度も更なる設備整備のため35億円が計上されている。

### （3）原子力規制人材の確保・育成の強化

前述のIRRIS報告書では、人材育成・確保について、「原子力規制委員会は、有能で経験豊富な職員の獲得や、教育・訓練・研修・国際協力を通じた原子力及び放射線安全に関する職員の力量の向上に取り組むべき」と指摘されている。また、第193回国会に提出が検討されている「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）」<sup>27</sup>では、事業者の一義的責任を明確な制度とした上で、事業者による安全確保の取組の状況に応じて検査部門の判断で検査項目を選定する等、検査官の柔軟な対応を認める仕組みの導入が検討されている。そこで、原子力の安全規制に携わる人材等の専門能力向上を図るため、研究カリキュラムや教材開発を行う原子力安全研修事業に2億円、プラントシミュレーターを用いて、安全対策の理解増進や重大事故等への対応能力向上を図るなど、実践的な研修に取り組むためのプラントシミュレーター研修事業に4億円が計上されている。さらに、国内の大学等と連携し、原子力規制の現場に対する関心を高めるカリキュラムを実施するなど、原子力規制に関わる人材を育成する原子力規制人材育成事業に4億円が計上されている。

また、原子力災害が発生した場合に、国や地方公共団体等で中核となる防災業務関係者を育成するため、効果的な訓練や研修等を実施する予算として、内閣府の原子力防災研修事業等委託費として2.7億円が計上されている。

### （4）国際連携・協力、保障措置の着実な実施

原子力規制委員会は、我が国が保有する核物質が核兵器等に転用されていないことの確認をIAEAから受けるため、原子力施設や大学等が保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめてIAEAに報告し、その内容が正確かつ完全であることを現場で確認するため、IAEAとともに施設等への査察を実施している。また、東京電力福島第一原子力発電所についても廃炉作業の進捗状況に応じた保障措置活動が実施され、核物質の状況が申告どおりであることを毎年確認する活動が実施されている。こうした保障措置の実施に必要な経費として31億円計上されている。

なお、2016年8月にIAEAが公表した「2015年度版保障措置声明」において、「2003年以降連続して、我が国にあるすべての核物質が平和的活動にとどまっている」との評価がなされている。

---

<sup>26</sup> 監視施設の整備・運用、施設周辺の空間放射線測定、環境試料の放射能測定等の費用に充てられている。

<sup>27</sup> 前掲注23参照。

#### 4. おわりに

環境省予算のうち、約7割が東日本大震災復興特別会計に計上されており、東日本大震災からの復興・創生は引き続き大きな課題となっている。平成28年度に、除染実施計画に基づく面的除染が一部を除き終了するため、除染関連の予算は減額しているが、中間貯蔵施設の整備や指定廃棄物の処理については、今後も事業の進捗状況に合わせて適正に予算を計上することが求められる。

概算要求段階では事項要求であった帰還困難区域対策費について、復興拠点内環境回復事業（仮称）として309億円が計上された。除染費用は、国が負担し、東京電力に費用を請求してきたが、放射線量の高い帰還困難区域については、国が費用を負担し、除染とインフラの整備を一体的に進めることとしている。この点について、山本環境大臣は「汚染者負担の原則は曲げない」としているが<sup>28</sup>、十分な理解を得ているとは言えない状況のため<sup>29</sup>、国民に対する丁寧な説明が求められる。

そのほか、従来から環境省が取り組んできた循環共生型社会の構築に関しては、国内外の施策を充実・強化するための予算が計上されている。例えば、2030年度に2013年比26.0%の温室効果ガスを削減するという目標の実現に向け、他省庁との連携事業を増やし、再エネ・省エネの促進を図るとともに、二国間クレジット（JCM）による海外協力やパリ協定の実施に向けた途上国支援を推進することとしている。パリ協定を踏まえた地球温暖化対策を着実に実行するためには、中長期的な視点に立って、戦略的な施策を展開していくことが必要である。

原子力規制・防災関係について、原子力規制委員会では、第193回国会に検査制度の見直しや放射性同位元素の規制強化を内容とする関連法の提出を検討していることから、組織体制の整備のための予算が計上されている。また、内閣府の原子力防災関係予算は、前年度に引き続き原子力防災対策として資材整備や人材育成について重点的に予算が措置されている。原子力規制・防災対策を着実に実施するには、最新技術について調査研究するとともに、人材の育成・確保を着実に進めることが重要であるため、今後も十分な予算措置に基づく組織体制の強化が求められる。

（なかの かおり）

---

<sup>28</sup> 山本環境大臣会見（平28.12.20、12.22）

<sup>29</sup> 『週刊エネルギーと環境』（平29.1.5）5～6頁、『毎日新聞』（平28.12.23）、『朝日新聞』（平29.1.13）